

令和5年11月1日

むつ市経済部観光・シティプロモーション推進課

大畑温泉使用料納付書の誤送付について

令和5年10月27日に発送した大畑温泉使用料納付書（以下「納付書」という。）について、下記のとおり、誤送付する事案が発生いたしました。

御迷惑をおかけした皆様へ深くお詫び申し上げます。

記

1 経緯

令和5年10月30日、当該納付書について、自分宛の封筒の中に別の方の納付書が入っていたと連絡があり、誤りが判明した。

2 調査結果

令和5年10月27日に発送した1件の納付書を、納付書の誤った送付先の封筒に封緘して送付していた。

3 誤りの原因

納付書の誤った送付先を封筒に印刷したことに気づかず、そのまま納付書を封緘して送付していた。

4 市の対応

納付書が誤送付された方については、令和5年10月31日に訪問し、謝罪をするとともに、納付書を回収した。

本来送付されるべき納付書が送付されていない方については、11月1日に訪問、謝罪し、納付書を渡した。

5 再発防止策

- (1) 封緘前に送付先の氏名を確認する。
- (2) 封入と封緘の担当を分けて確認する。